

2022年8月9日

国際コミュニケーション研究科の各入学者選抜試験を受験する予定の皆さまへ

群馬県立女子大学大学院
国際コミュニケーション研究科

2023年度入学者選抜試験における不正行為に該当する行為及びその取扱いについて

本学大学院が実施する、国際コミュニケーション研究科での入学者選抜試験における不正行為及びその扱いを次のとおりとします。

なお、今回公表する内容は現時点のものであり、今後、変更する可能性もありますので、本学大学院からの発表にご注意願います。

1. 不正行為を行った場合の取扱いについて

不正行為を行った場合は、試験の全ての成績が無効となります。

また、本学大学院が当該年度に実施する全ての選抜試験を、受験することができなくなります。その場合、入学試験料は返還されません。

2. 不正行為について

(1) 次の行為をすると不正行為となります。

- ① 出願の際に本学に提出する書類等に、捏造あるいは故意に虚偽の記載をすること。
- ② 受験生以外の者が受験すること。
- ③ 面接試験中に他の人と連絡をとりあうこと。
- ④ 面接試験を記録(録画・録音・中継などの行為)すること、又はそれらを SNS 等のインターネット経由で発信すること。
- ⑤ 他の受験者に試験に関する助言を行うこと、又は他の受験者から試験に関する助言を受けること。

(2) 次の行為をすると不正行為となる場合があります。

- ① 受験者控室又は面接室前で無用な会話をすること。
- ② 受験者控室又は面接室前で携帯電話等の通信機器を使用すること。
- ③ 面接担当者の指示に従わないこと。
- ④ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

○オンライン型面接試験では、上記に加えて次の内容が不正行為、または不正行為となる可能性があります。

(1) 次の行為をすると不正行為となります。

- ① 受験生以外の者が試験中に面接担当者の許可なく同席すること。

(2) 次の行為をすると不正行為となる場合があります。

- ① 面接試験中に使用を許可されていない書籍類・補助電子機器類を目の届くところにおいたり、身につけていたり、手に持っていること。
- ② 面接試験中に許可なく画面共有機能や画面加工機能を使用すること。
- ③ 面接試験中に、面接担当者による指示以外の不当な操作(インターネット検索など)を行うこと。